

実態と報告が異なるがん診療連携拠点病院等に対する対応について（案）

- がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会においては、要件未充足であることが判明したがん診療連携拠点病院等の取扱について、以下の基準を踏まえて意見を述べることとしてはどうか。

意見の種類	該当するケース
注意喚起相当	過失により、要件未充足であることが現況報告で適切に報告されなかった場合
指定取消相当	以下の①ないし②にあてはまる場合 ① 要件未充足であるもしくは未充足であったにもかかわらず、現況報告等で虚偽の報告がなされた場合 ② 要件を充足する見込みのない場合

- ※ 本検討会として注意喚起相当及び指定取消相当との意見を述べたものについては、最終的に厚生労働省からの処分の公表時に、本検討会からの意見も合わせて公表する。

